

## 社会安全のためのトレーサビリティⅢ

## 1. トレーシングの理論と思想：安全安心考

西村春夫

常磐大学大学院 被害者学研究科

## 1. はじめに

トレーシングが技術的進歩をしつつ、我々の社会で益々有効に普及している昨今、その理論と思想を論じる。技術としてのトレーシングを社会諸科学、総合的学問としての公共哲学の視点から考察し、社会に生きる人々のいわゆる安全安心を追求する際、何が問われるかを述べたい<sup>1)</sup>。

人はある事象に恐怖を感じる時安全安心を求め、リスクを予想するときも安全安心を求め、慣用的に安全安心というようにワンセットの言葉として使われているが、「安全」は危険水準を示す概念として客観的に測定可能であるが(どこに危険水準を設定するかは個人差があるにしても、新幹線は安全な乗り物であるというように)、安心は、幸福、信頼、こころの平安、満足などの肯定的感情と並行して体験する主観的認識の世界である。心理尺度を用いて測定できるが、測定自体が主観的である(彼なら安心して子どもを任せられる、彼は無事で安心したというが、安全に任せられるとか無事で安全であったとかはいわない)。それゆえ厳密に言えば、安心は安全と同列には論じられないと考えられる。公的政策課題を論じるとき、「安全な」地域社会作りというのは目標として明確であるが、「安心な」地域社会作りというのは、安全よりも人々に強い訴求力を持つけれども、いかようにも解釈される曖昧さが残る。

しかし、昨今のリスク社会、不安の時代にあっては、政治家や行政官僚が政策を展開しようとするときは「安全安心」というセット語、ワンフレーズを好んで使うのである。ある意味では安全安心は彼らが国民を引っ張っていく動力を内包する統治手段として格好なものとなる。

画像電子学会に2007年に新設された研究会は安全な暮らしのための情報技術研究会を名乗る。「安全安心な」というセットを避け、「安全な」という語に限定した。第1回の研究会は、社会安全のためのトレーサビリティというテーマで開催することになった。ただ、著者が専門とする犯罪学、被害者学、刑事司法政策研究では従来トレーシングという用語を用いて議論したことはなく、それに相当するであろう用語として追跡、監視、履歴分析などが研究環境に応じて使われてきた。本稿では著者はトレーシングをこのような意味に解して論を進める。

## 2. 応用事例

今一部では望まれているが議論の多い、トレーシングの現実的応用問題のいくつかを挙げてみよう。

## 2.1 刑務所における犯罪者の改善指導

(治療的)処遇プログラム(例えば、性犯罪再犯防止指導プログラム、薬物依存離脱指導プログラム、暴力団離脱指導プログラムなど)は始まったばかりである。より良いプログラムの開発を目指してその有効性を検証するためには出所後の行状の個別追跡調査は欠かせないが、実行は容易ではない。また犯罪組織の不当利得は通常、洗浄され「善い金」となって司法の追求を免れる。押収、没収するため当該資産の行方を追及して「金」の所在を明らかにする、つまりお金のトレーシングが必要である。このような追跡を可能にする社会システムの構築のメリット、デメリットについて論争があり、社会的合意は未だしの現状である。

## 2.2 「安全安心国家へ」または「戦う安全国家へ」

一部の政治家や法学者は、このようなワンフレーズで国民に向けて問題を訴えている。その彼らにとって犯罪からの安全安心が国家の第一の政策課題となる。その課題の一つとして一般の人々や犯罪予備軍といわれる人々が初めて犯罪をする危険性、犯罪履歴者による今回の犯罪をする危険性の科学的測定<sup>2)</sup>に基づいて、高い危険性

<sup>1)</sup> "The Idea and Ideology of Tracing: Revisiting Safety and a Sense of Relief" by Haruo NISIMURA (Graduate School of Victimology, Tokiwa University).

を持つ者の生活に国家が強制的に介入して(その際には学識者の意見を求めるという法制度を作り介入を合理化するが)、拘束・隔離・精神治療・脳科学的手術・教育的指導などの手段を用いて、実際の行為に出る前に予防的に危険な犯罪者を国家の統制下に置こうとする。

他方、危険な素質やイデオロギーを持っているだけで、違法な行為に出ない限り国家は強制的にその人の生活に介入してはならないという主張がある。行為に出ない限り国家は黙って置いて良いのかという反対の主張がある。「危険な悪者退治」のため国親的取締思想<sup>3)</sup>への過度の依存も国家の抑圧の際限なき発展に道を開く。

人のどういう側面を追跡、履歴作成、危険の予測、危険者の統制(事後統制と事前統制)という一連の手續に乗せるのだろうか。疾病の予防と管理を徹底するという大義名分(前述の国親思想の一パターンだろう)のもとに国民に番号を与えて疾病を追跡し、病歴を作成する政策が議論されている。ここでドゥオーキンの人のモデル<sup>4)</sup>が参考になる。

彼は人を人格の部分と環境の部分からなるもの、更に環境を内的環境と外的環境(社会的条件)に分けて捉える。従来の心理学のように人格と環境という2項対立として考えないわけである。図式的に表現すれば、人は人格、内的環境、外的環境という3変数の関数 $f$

$$\text{人} = f(\text{人格} \times (\text{内的環境} \times \text{外的環境}))$$

である。人を論じたり、分析したりするときは、三つの要素をみる必要があることを示す。

三つの部分を具体的に示すと以下ようになる。

- (1) 人格：人生計画、自己実現、趣味、犯罪履歴、病歴、生活史など
- (2) 内的環境：個人の精神・身体障害や疾病、能力、貧困(潜在能力の剝奪状態)など
- (3) 社会的条件：経済社会状態、家族、教育、貧困(低所得)

三つの部分はそれぞれ過去、現在、将来の時間軸をもって動く。内的環境のトレースは平等を実現する意図があるときのみ正当化される。人格部分のトレースは一層慎重であるべきである。

### 2.3 当面の利益と究極の自由の比較考量の問題

人は自由な社会に生きるコスト(代償)として不安やリスクと共に生きる用意があるか、どうか。法治国家原則を崩すことなく、非権力的手段により安全環境を最大限に実現するという立場を取るべきだが、容易ではないことは十分予想される。社会の善き秩序の形成を刑法の処罰機能に性急に訴えず、地域社会の人々を含めての熟議を通じての、漸進的賛意と合意によって行うようにする

考え方をとるべきだろう。

フロムは1941年に「自由からの逃走」を著したが、その主張は古くなったとはいえ、その現代的意味は、現代社会の人間はいつそう独立した、自律的な、批判的な存在になるとともに、いつそう孤立した、孤独な、恐怖にみちた存在になっていくことである。現代人の心理では、一方では自由(人から干渉を受けないこと)を享受したいという欲求をもちながら、他方では権威や強い指示に頼りたいという欲求を持つゆえに、権威が安全安心を訴えれば人は容易にそれに飛びつくことになる。

### 2.4 処罰の大衆主義(Penal Populism)とトレーシングが結びつくときの危うさ

ポピュリズム(大衆主義、歴史的には人民主義と呼ぶべきもの)とは大衆の利益の増進を目指す政治哲学上の概念であり、この種の政治哲学を用いて一国の大衆を一斉動員して自己の政権の独裁・国家主義的強大化を図った歴史上の人物はヒトラー、ペロン、近時はサッチャー、レーガン、小泉純一郎、石原慎太郎などが顕著である。民意なるものが強力なメディアによって広く浸透する現代にあつては政治家、官僚は多かれ少なかれ大衆主義に立たざるを得ない。現代、この政治哲学が、処罰志向、復讐<sup>レウ</sup>愛好、犯罪者敵視の大衆を基にして生まれたのが処罰の大衆主義で、それを大衆得票の基盤として活動する政治家を処罰の大衆主義政治家と呼ぶ。

トレーシングは中立的技術といわれるが、処罰の大衆主義政治と結びつくときにトレーシングは変質するだろう。一般大衆の復讐主義、犯罪の恐怖とその裏返しとしての安全安心、同調主義、敵罰化が政策の前面に出るからである。鬼ヶ島の鬼(社会の敵)退治のためトレーシングが用いられるのは一見良さそうであるが、退治したあと第2の鬼が出ない保証はない。鬼ヶ島の鬼退治は現代政治の不満を鬼に転化させるための敵作りとして意義がある。トレーシングが敵作りに転化しないようにするべきである。

## 3. トレーシングの定義

社会的世界、自然的世界で、情報・物・人・動物の空間的移動、あるいは時間的移動(発展、履歴、時代的推移)を追跡すること。現在は、物・人・動物などの実体の移動のみならず情報の移動が益々重要性を帯びつつある。

## 4. トレーシングの特徴

定義が暗示するところから推して、以下の6点の特徴を示す。

- (1) それは理念か、理論か、技法か、個別案件解決法(実践)かと問えば、いずれでもある。
- (2) 時間的移動か、空間的移動(地元コミュニティ内、一国内、グローバルな世界で)かといえ、いずれも含む。
- (3) 移動と似た概念として、推移、変化、移行、発達、成長などがある。
- (4) 移動の性状は、物理的、精神的、情報通信的、仮想現実的などがある。
- (5) トレーシングは現在から将来に向かって行われる方法(順行的)と、現在から過去にさかのぼって行われる方法(逆行的)がある。
- (6) トレーシングの主体と客体(誰が何が、誰を何をトレースするか)の組み合わせ次第で、単純化すれば、個人を生かすトレーシングになるか、特定個人を滅ばし、排除するトレーシングになるかに分かれる。山脇は政策実施の主体として政府の公、民の公共、私的領域(企業、家庭など)を挙げ、三角形構造を提示している<sup>5)</sup>。

## 5. トレーシングの目的、効用

トレーシングの目的を3点述べ、その目的に応じていかなる効用が期待されるかについて述べる。目的は、(1)学術研究のため、(2)社会問題解決のための政策立案の基礎データとするため、(3)社会問題解決のための政策実施の結果評価のためという3水準である。政策は公共的、民と官のセミ公共的、私的(民間的)という3領域で施行される。つまり目的は3水準3領域に分類される。以下3水準別に例示する。

### 5.1 学術研究

原因診断<sup>6)</sup>か、予防か、将来の客観的リスクの予測法の開発のためか。すべての社会問題の研究領域について目的設定は可能である。ここでは非行の原因追究を例示する。

(非行の)原因を探求するためには、非行の青少年の過去10年、15年とかにさかのぼって非行、家族関係、生活状況などのデータを集め、統計解析を行い、原因を抽出する。あるいは、特定年齢の通常的一般少年をランダムに研究対象に選び、現在から研究を開始し、10年、20年と身上を追跡し、非行に落ちいった時期、非行・犯罪の終息、家族関係、生活状況、心身状況、などのデータを記録、蓄積し、統計解析を行い、原因なるものを抽出する<sup>6)</sup>。長期縦断的コホート研究と称する。

このようにして得られた知見は非行予防政策の立案や非行の危険性の予測法の開発に利用できるかもしれない。

い。初めから再非行の危険性(リスク)の予測法(この場合は一回非行した少年の再非行のリスクの予測法の開発)の開発のため研究が行われることもあり得る。一般青少年を対象とする初回の非行危険性の予測と非行の少年を対象とする次なる非行(犯罪)の危険性予測は技法は違いがなくとも社会的影響力は異なる。

### 5.2 政策立案

非行犯罪の征圧対策の立案のため、人々の福祉・福利の向上のため、コミュニティの連帯のため、社会問題解決に名を借りた国の統合・政権維持という大きな政治目的のためか、この目的は政治、経済、社会の各側面に及ぶ。基礎データを得るためには学術的研究(似而非学術的)というのもあり得るが)が行われるだろう。

### 5.3 政策評価

政策が実施される過程でその政策の効果が評価される必要がある。無用な政策、無効な政策、高価な政策は停止されなければならないが、そのためトレーシング技術が応用される。例えば、薬効の追跡監視は、保険医療政策の改善のために行われるとすれば中立的トレーシングであるべきだが、通行人、訪問者の追跡監視、刑務所出所者の登録監視は価値的トレーシングであり、危険・リスクの低減や人々の不安解消という掛け声の裏に政府の統治意図を含むゆえ、人の自由・人権、プライバシーと競合するおそれを社会に持ち込む。

## 6. トレーシングニーズの高まりの時代背景

社会の隅々に見られる、不安・恐怖言説の過剰なまでの激化、リスクの個人化(自己責任の強調と裏腹である)、経済の市場主義化、情報格差化、Culture of Complaints(苦情が常に正当視される文化)などはすべてトレーシングに対する大きな需要を喚起する。また安全安心のトレーシングが日常のこととして定着すれば、人々が安全安心に暮らせる社会が実現されるかということ、逆に政・官・財の連合体は「善き」トレーシング政策を維持する必要上新たな敵作りの政策を打ち出すであろうから、つまり安全安心は敵を想定したときもっとも強烈に人々に訴えるから(U. ベック(1998)“危険社会”、同(2005)“グローバル化の社会学”参照)、安全安心を強調する限り敵が消える社会は実現しないだろう。時代風潮は、そこらの他者を異邦人、異形人として危険視、敵対視してスケープゴートにする。

## 7. 内包する問題点

### (1) 監視と実質的自由論

監視相対主義(監視域内だけの自由・安全の保障)

か、監視普遍主義(何時でも何処でも自由・安全の保障)か、不特定者の無差別監視と特定個人の監視(履歴の項目、期間、利用目的)。

(2) 応答的(相互的)トレーシングか、一方的(権威筋から下りてくる)トレーシングか

(3) トレーシングの国際標準の設定問題

(4) 少数者、違反者、社会的逸脱者の包摂をもたらすか、彼らの選別・排除に終わるか

この点ではトレーシングのもたらす利益と不利益との比較考量の見方の必要を示唆する。

(5) 社会体制とトレーシングの問題

危険・不安が顕在化するところ安全安心のためのトレーシングが施行されるが、潜在的危険・不安を根絶したわけではないから、次なる危険・不安が顕在化し、次なる安全安心のための次なるトレーシングが施行される。この施行の循環は一概にムダなこととは思われないが、根絶を目指そうという政治宣伝(国民にわかりやすいワンフレーズ政治のたとえ)には国民動員の偽装がある。目から鱗が落ち、社会観が一変しない限りこの試行はいつまでも続くだろう。

## 8. 終わりに

安全安心は治安というに及ばず、福祉、医療、職場、交通、食品、紛争、開発など生活のあらゆる側面において無視できないと認識される。それに応じてトレーシングは安全安心を達成する極めて重要な一手段となる。技術者は知的好奇心からトレーシングの新しい情報技術を開発する。ある種の技術者はその技術を悪用して金儲け、自己実現、自己顕示、などの動機から逸脱的行動に出る。それをコントロールするため社会はまた新しい情報技術の開発を迫られる。その開発は当面の諸悪の退治のため容認される一方で、人間の自由・人権のためになるのかと警鐘が鳴らされる。

諸悪の退治が人間の自由・人権と競合する議論がある一方、別のデメリットもある。例えば、土井はこの間の事情をネット社会と子どもの成長・発達という教育的観点から論じる中で、当面の応急措置として有害サイトへの子どものアクセス規制の有効性を認めつつも、アクセス規制によって異質・不都合を排除するのではなく、規制緩和の発想で折り合いを付けて生きることの教育的重要性を改めて認める立場をとる。子どもの安全を守るという名目で今進行しつつある有害サイトへのアクセス規制は、ネットを介したコミュニケーションにおいて広がる子どもたちの人間関係をかえって狭くするのではないか…略(ここで大人流の安全安心という大義名分の言説

が出てくる)…有害サイトとは子どもたちの健全育成にとって不都合で異質なものと大人が判断したものであり、その有害性について子ども自身に考える機会を与えずに、そういう認識の対象にすら入らないように圏外へと押し出してしまふことだと述べる<sup>7)</sup>。

小泉政権以降我が国も例外ではないが、福祉政策に対する予算削減、福祉国家の解体が進み、代わりに安全国家が優先され、国民が安全安心に暮らしてもらうため犯罪予防の治安対策が強化されていることは誰でも肌身で感じている。何も右派に限らず、リベラル左派と自認する人々もこの方向である。森、菊池はこの辺の事情を「小さな政府、大きな監獄」と皮肉っている<sup>8)</sup>。監獄といっても実際の懲役刑の犯罪者や刑務所建物を連想するのに限定されず、監視・摘発・処罰が広範化することを意味する。

英国では非行を初期段階で封じ込める対策の一つとして、許容行動契約(今後反社会的行動をしないことを明記した警察との書面契約)、反社会的行動禁止命令(軽い反社会的行動<刑法違反以前の、地域におけるいたずら、悪ふざけ、ルール無視など住民が苦情を呈する行為>を禁ずる民事命令)、子ども安全命令(子どもが犯罪、反社会的行動を行った場合ソーシャルワークの対応を行う民事命令)を施行している<sup>9)</sup>。

我が国では同じ命令の類ではないが英国の思想と軌を一にする感が強いのが、荒川区でこの4月に施行予定という良好な生活環境の確保に関する条例(またの名は、餌やり禁止条例)である。猫カラスなどの都市型野生動物の集散を招く給餌行為を禁止する調査権、罰則付きの条例である。工学部中退の環境政策担当課長なる役人の説明によると付近住民の訴えを無視できず(前述 Culture of Complaints)、給餌行為者が区職員の説得に応じないので、住民の「眠れない、怖い」という切実な要望に対応したという。立松和平は「都市にも野良猫が生息できるような、人も身を潜めることができるような余分な空間がなければ息が詰まる。…生活の中から自分以外の異質なものを排除しようとする動きが広がっている。…自治体がここまで厳しくするのは、権力で管理しようとの意志が見えて恐ろしくもある」という<sup>10)</sup>。

トレーシングは、いずれの立場に立ちいずれの方向に向かうのであろうか。この研究会はかかる論争の場を提供するであろうか。

(本稿は2008年3月6日に行われた、第1回「安全な暮らしのための情報技術研究会」において報告した、「トレーシングの理論と思想」を加筆、修正したもので

ある)

参考文献

- 1) 理念的に触発された論文として：
  - a) 法律時報，2008年1号における安田拓人，刑法における人間，pp. 45-50，瀧川裕英：偶然人—不確実性から偶然性へ—，pp. 57-62.
  - b) ジュリスト 2008年5月1日，15日合併号における長谷部恭男，国家は衰退したか，pp. 2-4を始めとして以下，小山 剛，森英樹，西原博史，白藤博行，鈴木秀美，中谷和弘の諸論文，
  - c) 山脇直司：“社会福祉思想の革新”，福祉国家・セン・公共哲学，シーエービー出版（2005）。
 リスク社会における高度情報通信技術の光と陰に関する法学者の直接的関心は大きくないと受け取れる。
- 2) コホート研究，過去の犯歴分析，非行危険性の判定法，仮釈放の研究など多くの危険性予測の試みが研究されたが，危険性の測定技法が制度化されて実際広く使われているものはない。追跡データを分析した最近の論文として：
 

M. Wiesner, D. M. Capaldi, and H. K. Kim (2007) Arrest Trajectories across A 17-Year Span for Young Men: Relation to Dual Taxonomies and Self-reported Offense Trajectories, CRIMINOLOGY, Vol. 45, No. 4, pp. 835-864, Fig. 2 (p. 848) 参照。
- 3) 国親思想（バレンス・パトリエ）は元々は，発達未熟な非行の少年に対して，刑罰を避け，親に代わって国家が福祉的，保護育成的な施策を行う思想である。施策は少年の利益のために行われるとされる。転じて成人の世界において，犯罪被害あるいは日常の不利益を発生させる前に，国家が成人一般の将来の利益保護のために強行的に制度的に行われる刑事施策も含める。例えば，車の運転手や同乗者に対するベルト着用義務，路上喫

- 煙禁止，薬物の所持，食品の表示規則など近時この種の施策が増えている。セーフサーチ，フィルターリングもこの範疇の施策であろう。
- 4) 瀧川裕英：“偶然人—不確実性から偶然性へ”，法律時報，80巻1号，pp. 57-62, 59頁参照（2008）。
  - 5) 山脇直司：“社会福祉思想の革新”，シーエービー出版（2007），とくに p. 72 社会像（公共哲学の主要な理論的骨組み）を参照。
  - 6) 守山 正，西村春夫：“犯罪学への招待”，日本評論社（2001），とくに p. 208 図2，非行発達のケンブリッジ研究を参照。
  - 7) 土井隆義：“ネットコミュニケーションの光と影”，ざ ゆーす，No. 4, pp. 4-10（2008），p. 8参照，ただし筆者が一部文章を組み替えた。
  - 8) 森千香子，菊池恵介訳：“貧困という監獄：グローバル化と刑罰国家の到来”，新曜社（2008）。とくに p. 198-201 参照。
  - 9) “犯罪白書—平成17年版—”，p. 392 参照
  - 10) 毎日新聞，2009年2月27日，論点：飼いのいない猫への餌やりを考える。

にし なる ほん ちゅう  
西村 春 夫



1958年国際基督教大学教養学部卒，法務技官職，科学警察研究所防犯少年部における犯罪・非行研究を経て，1990年国士館大学法学部教授。2005年4月常磐大学大学院被害者学研究科長，教授。2008年10月東洋大学人間科学総合研究所客員研究員，日本犯罪学会名誉会員，日本刑法学会特別会員，日本犯罪心理学会，日本被害者学会，日本法学会，American Society of Criminology 各会員。